

豊中市立図書館文献複写要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、著作権法第31条（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）に基づき、豊中市立図書館（以下、「図書館」という。）で複写サービスを行うにあたっての必要事項を定めるものである。

(複写サービスの対象とする資料)

第2条 複写サービスの対象となる資料は、図書館が所蔵する資料及び次項に規定する資料とする。ただし、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 豊中市立図書館資料利用制限に関する要綱第4条に定める複写を制限する資料
- (2) その他読書振興課長が不適當であると認めたもの

2 協力貸出により借り受けた図書資料については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（平成18年1月1日社団法人日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会）に基づく限り、複写できるものとする。ただし、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 当該資料を所蔵する図書館（以下、「貸出館」という。）により明示的に複写を禁止されているもの
- (2) 貸出館が複写可能と指定した資料に対してのみ複写を認めている場合において複写可能と指定されていないもの
- (3) その他読書振興課長が不適當であると認めたもの

(複写の条件)

第3条 前条で規定する複写対象資料の複写条件は、法第31条の規定に従い、次のとおりとする。

- (1) 営利を目的としないものであり、個人の調査・研究のために複写する場合
 - (2) 公表された著作物の一部分（当該著作物の半分以上）を1人につき1部複写する場合
- (複写の範囲)

第4条 複写できる範囲は別表に定める。

(複写料金)

第5条 複写料金は、1枚10円（白黒のみ）とする。

(複写申込)

第6条 複写を希望する利用者は、豊中市立図書館資料複写申込書を提出し、図書館職員の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に定める資料の複写を希望する利用者は、他館借用図書複写申込書を提出し、図書館職員の承認を得なければならない。

附則

この要綱は、令和元年（2019 年）10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年（2025 年）3 月 1 日から施行する。

別表

図書（単行本）	本文の半分以下
全集・短編集・論文集	個々の著作の半分以下
絵画集・写真集・詩集・楽譜集	個々の作品の半分以下
俳句集・短歌集	本文の半分以下
レコード・CD・カセットテープの解説書や 歌詞カード掲載の楽譜・歌詞	個々の作品の半分以下
地図帳	見開き又は片ページで一つの地図であるものはその半分以下
一枚ものの地図	一枚の半分以下 ただし国土地理院が作成した地図は、調査研究目的に限り全面複写が可能
新聞	当日分は複写不可
雑誌	・最新号は複写不可 ・バックナンバーは、1 冊の半分以下であれば個々の記事の全部可 ・季刊・隔月刊誌は受入れから 1 か月間複写不可